

広島県告示第百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安芸区矢野町、同区矢野町寺屋敷、呉市焼山北三丁目及び同市押込西平町地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺屋敷七五二（五八三五―一）	急傾斜地の崩壊	寺屋敷七五二（五八三五―一）	急傾斜地の崩壊
押込西平西川（六一九四）	土石流	押込西平西川（六一九四）	土石流
表区域の示	次の図のとおり	表区域の示	次の図のとおり
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺屋敷七五二（五八三五―一）	急傾斜地の崩壊	寺屋敷七五二（五八三五―一）	急傾斜地の崩壊
押込西平西川（六一九四）	土石流	押込西平西川（六一九四）	土石流
区域の表示及び法規	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項	第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項	第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項	第九條第二項に於ける土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。